

令和3年12月27日

高松市長 殿

高松市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 阿 部 晶 子

保有個人情報の一部開示決定に関する審査請求について（答申）

令和3年9月17日付け高市民第232号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

本件審査請求を棄却する。

2 開示請求の内容及び審査請求に至る経緯

審査請求人が、高松市個人情報保護条例（平成10年条例第7号。以下「条例」という。）に基づき高松市長（以下「実施機関」という。）に開示請求を行った、令和3年7月27日高市民第158号決定（以下「158号決定」という。）及び令和3年7月27日高市民第159号決定（以下「159号決定」という。）に係る保有個人情報の内容並びに本件審査請求の経緯は、次のとおりである。

（1） 第158号決定の開示請求に係る保有個人情報の内容

令和3年6月24日、私の戸籍謄抄本等がとられたことがわかるもの

（2） 第159号決定の開示請求に係る保有個人情報の内容

令和3年6月24日、長女の戸籍謄抄本等がとられたことがわかるもの

（3） 本件審査請求の経緯

令和 3年 7月19日 : 実施機関が審査請求人から第158・159号決定に関する開示請求に係る保有個人情報開示請求書を受付

令和 3年 7月27日 : 実施機関が第158・159号決定に関する保有個人情報一部開示を決定

令和 3 年 7 月 2 8 日 : 実施機関が審査請求人からの審査請求書を受付

令和 3 年 8 月 2 7 日 : 実施機関が審査請求人に対して弁明書を送付

令和 3 年 9 月 2 日 : 実施機関が審査請求人から反論書を受付

3 審査請求の趣旨及び理由

(1) 趣旨

業務の種類、依頼者の氏名又は名称、依頼者について該当する具体的事由の開示を求める。

(2) 理由

趣旨で記載した不開示部分について、明らかにならないと自らと長女の戸籍を取得して、弁護士が請求による使用目的が明確にならないため。

4 実施機関が一部開示とした理由

本件第 1 5 8 号決定及び本件第 1 5 9 号決定に関して、審査請求人が開示を主張する「業務の種類及び依頼者について該当する具体的事由」については、依頼者が戸籍謄抄本等を請求した弁護士に対して依頼した内容が記載されており、当該部分を開示してしまうと、その依頼内容から依頼人が特定されてしまうおそれがあり、条例第 1 8 条第 2 号で規定された「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」に該当することから、当該条文に基づき不開示が適当であると考え。また、併せて審査請求人が開示を主張する「依頼者の氏名又は名称」についても、上記条文の規定に該当し、不開示が適当であると考え。

以上のことから、審査請求人が開示を求めた部分を非開示とし、請求を受けた保有個人情報について、一部開示とした決定は適当なものであると考える。

5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人が主張する審査請求の理由及び実施機関が弁明する一部開示の理由を、条例に照らして審査した結果、次のとおり判断する。

(1) 「業務の種類及び依頼者について該当する具体的事由」について

不開示とされたもののうち、「業務の種類及び依頼者について該当する具体的事由」

は、弁護士が受けた依頼の概要を示すものが記載されており、そこから依頼人の身分並びに依頼を行うに至った動機及び事情に関する情報を読み取ることができる。そして、当該情報は、請求の日時、証明書等の種類、証明書等を取得された者の状況等、その他の別の情報を組み合わせることにより、相当程度容易に依頼人を識別できるものと言える。

以上のことから、当該情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報又は当該情報とその他情報を照合することで特定の個人を識別できるものであるから、条例第18条第2号に該当するものである。

(2) 依頼者の氏名又は名称について

不開示とされたもののうち、「依頼者の氏名又は名称」について、開示請求者以外の氏名が記載されており、特定の個人を識別できるものであるから、当該情報に関しても条例第18条第2号に該当するものである。

(3) 結論

審査請求人が開示を主張する部分については、いずれも条例18条第2号に該当するものであり、実施機関の主張には理由があるので、本件審査請求を棄却する。

6 付言

本件の第158号決定及び第159号決定に関して、不開示とされた「業務の種類及び依頼者について該当する具体的事由」については、条例第18条第2号に該当することのみを理由として不開示とされているが、実施機関に他の開示請求に対する決定理由を確認する中で、上記情報と同内容にもかかわらず、条例第18条第2号及び第3号に該当することを理由として不開示とされている事例もあることが判明した。

通常、同内容の情報の不開示理由は、各開示請求の個別の状況により理由の使い分けを要するような場合を除き、同一の理由が示されるべきである。

実施機関においては、今後、同内容の情報が対象となる開示請求について、不開示の決定をするときは、各請求の個別の状況を考慮しつつ、統一した理由の提示を徹底していただきたい旨を、本答申の付言とする。

7 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 3 年 9 月 1 7 日	諮問書受理
令和 3 年 1 1 月 4 日	実施機関の一部開示の理由の聴取及び争点の審査
令和 3 年 1 2 月 2 7 日	答申